

第6期 定時株主総会 招集ご通知



日 時

平成27年6月16日（火曜日） 午前10時30分



場 所

神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)



議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役および監査等委員の報酬額設定の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額
および内容決定の件



書面による議決権行使期限

平成27年6月15日（月曜日） 正午12時 到着分

目次

■第6期定時株主総会招集ご通知	2
添付書類	
■事業報告	3
■連結計算書類	21
■計算書類	32
■監査報告書	39
■株主総会参考書類	43

神戸市中央区加納町四丁目4番17号
アサヒホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 寺山満春

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月15日(月曜日)正午12時までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月16日(火曜日)午前10時30分
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

本年から株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第6期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役および監査等委員の報酬額設定の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.asahiholdings.com/>)に掲載させていただきます。

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業活動に関しては、原油価格の下落および円安という好転要素はありましたが、輸出の伸び悩みなどから、在庫調整圧力による減速を余儀なくされました。製造業を中心として最悪期を脱しつつあるとの見方はあったものの、一部の業種を除き、その回復は緩やかな状況が続きました。また個人消費については消費税増税後の落ち込みが長引きました。

このような経済情勢の下、当社グループの各事業セグメントの状況は以下のとおりでした。

貴金属リサイクル事業セグメント

エレクトロニクス分野では、顧客の海外移転などに伴って国内市場の縮小は続いています。Eスクラップおよび洗浄の事業を拡大した結果、金および銀の回収量は前年同期比で増加しました。デンタル分野では、歯科材料として使用される貴金属量が減少するなか、回収量確保に努めました。宝飾分野では、市場の低迷が続き、金および銀の回収量は前年同期比で減少しましたが、プラチナ・パラジウムの回収量は前年同期比で増加しました。自動車触媒分野では、新規顧客開拓に努めた結果、パラジウムの回収量は前年同期比で増加しました。金および銀の平均販売単価は前年同期実績を下回りました。パラジウムの平均販売単価は前年同期実績を大きく上回りました。プラチナの平均販売単価は前年同期実績とほぼ同水準で推移しました。

環境保全事業セグメント

一部の企業には回復の兆しが見られるものの、総じて生産活動は活発とはいえず、産業廃棄物の排出量は減少傾向にあります。顧客企業のリデュース、リユース、リサイクル意識の高まりにより、多様な処理対応と処理コストの低減が求められています。このような中で、当社グループ各社はワンストップ処理促進や新規取引先開拓などの営業努力を積み重ね、廃液や汚泥を中心に、前年同期比で取扱量を伸ばしました。

ライフ&ヘルス事業セグメント

建設関連市場においては、資材価格上昇や労働者需給の逼迫により、工事の完工・着工遅れや工事予算縮減等が見られました。当社グループの空調システム設計施工や電気ヒーター分野はその影響を受けました。健康機器分野では個人消費における消費税増税後の反動が長期化し、その回復はきわめて緩やかでした。また、第3四半期からの円安進行により海外からの部材調達コストは増加しました。これらの分野に属するグループ各社は部材調達コスト増加への対策に取り組みました。

これらの結果、当事業年度の実績は、連結売上高111,417百万円、営業利益10,480百万円、経常利益10,561百万円、当期純利益5,774百万円となりました。

前期との比較では、売上高が17,162百万円、営業利益が848百万円、経常利益が572百万円増加し、当期純利益が196百万円減少しました。

セグメント別の売上高は、貴金属リサイクル事業が77,080百万円、環境保全事業が15,415百万円、ライフ&ヘルス事業が18,920百万円であります。

売上の状況は次のとおりであります。

〈売上の状況〉

区 分			売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)		
金	地	金	38,867	34.9	103.7		
銀	地	金	4,941	4.4	71.3		
パ	ラ	ジ	ウ	ム	17,517	15.7	139.4
プ	ラ	チ	ナ		8,701	7.8	107.3
イ	ン	ジ	ウ	ム	131	0.1	17.0
処	理	料	収	入	17,706	15.9	103.6
そ		の	他		23,550	21.0	208.4
合 計			111,417	100.0	118.2		

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,518百万円であります。主なものは、企業内情報システムへの投資であります。

③資金調達の状況

当事業年度中に特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当事業年度中に特記すべき事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

当事業年度中に特記すべき事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

平成26年10月1日付をもって、当社子会社の株式会社ウスダ製作所とアサヒプリテック株式会社は、アサヒプリテック株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成26年7月1日付をもって、株式会社フジ医療器を当社子会社であるジャパンウエイスト株式会社の子会社といたしました。

平成26年12月5日付をもって、アサヒアメリカホールディングス株式会社を新たに設立し、アサヒホールディングス株式会社の子会社といたしました。

平成27年3月5日付をもって、Asahi Refining Holdings UK Limitedおよびその子会社2社（Asahi Refining USA Inc.、Asahi Refining Canada Ltd.）を当社子会社であるアサヒアメリカホールディングス株式会社の子会社といたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分		第3期	第4期	第5期	第6期
		平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月 1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月 1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月 1日から 平成27年3月31日まで (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	151,094	96,368	94,254	111,417
経常利益	(百万円)	11,130	7,794	9,989	10,561
当期純利益	(百万円)	5,926	4,518	5,971	5,774
1株当たり当期純利益	(円)	183.20	139.24	183.50	176.89
総資産	(百万円)	58,315	62,260	66,112	104,877
純資産	(百万円)	38,902	42,012	46,491	50,958
1株当たり純資産額	(円)	1,198.77	1,288.56	1,422.51	1,542.82

(注) 第5期の数値につきましては「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に関する会計方針の変更を反映した遡及後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況**①親会社との関係**

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アサヒプリテック株式会社	4,480百万円	100.0%	貴金属リサイクル事業 および環境保全事業
ジャパンウェイスト株式会社	400百万円	100.0%	環境保全事業
アサヒアメリカホールディングス株式会社	10百万円	100.0%	貴金属精錬事業

(注) 平成26年12月5日付をもって、アサヒアメリカホールディングス株式会社を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 貴金属リサイクル事業セグメント

当社グループのコア事業として、日本国内の各事業の競争力を一層強化します。北米では事業基盤の拡充を図ります。アジア市場では新たな分野での拡大を図ります。また、グローバル市場において「アサヒ・リファイニング(Asahi Refining)」のブランド認知を高めるとともに、リサイクル原料の調達を拡大します。

② 環境保全事業セグメント

当社グループの安定成長事業として、収益性を重視するとともに、設備投資を積極的に行い、成長に寄与する会社に対するM&Aも行います。

③ ライフ&ヘルス事業セグメント

新製品開発、新しい販路の開拓ならびに独自のビジネスモデルの構築などにより、第3の柱としての事業成長路線を定着させます。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループは、貴金属リサイクル・環境保全・ライフ&ヘルスを主たる事業としております。

① 貴金属リサイクル事業

- 貴金属・その他の金属（金、銀、パラジウム、プラチナ、インジウム等）の回収、再生、加工および貴金属精錬
- 貴金属地金・その他の金属地金の購入および販売
- 貴金属製品の販売

② 環境保全事業

③ ライフ&ヘルス事業

(6) 主要な営業所および工場 (平成27年3月31日現在)**① 当社**

本店 神戸市中央区加納町四丁目4番17号
本社 神戸本社 神戸市中央区加納町四丁目4番17号
東京本社 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

② 主要な子会社の事業所

イ. アサヒプリテック株式会社

本店 神戸市東灘区魚崎浜町21番地
本社 神戸本社 神戸市中央区加納町四丁目4番17号
東京本社 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
研究所 テクノセンター (神戸市)
事業所 北関東 (埼玉県北葛飾郡)、長野 (長野県東御市)、阪神 (兵庫県尼崎市)、神戸 (神戸市)、四国 (愛媛県西条市)、北九州 (北九州市)
営業所 札幌 (北海道北広島市)、青森 (青森市)、仙台 (宮城県宮城郡)、新潟 (新潟県三条市)、北関東 (埼玉県北葛飾郡)、関東 (埼玉県川口市)、横浜 (横浜市)、甲府 (山梨県中央市)、静岡 (静岡県焼津市)、名古屋 (愛知県小牧市)、北陸 (富山市)、阪神 (兵庫県尼崎市)、神戸 (神戸市)、岡山 (岡山市)、広島 (広島市)、四国 (愛媛県西条市)、福岡 (福岡県古賀市)、鹿児島 (鹿児島市)、沖縄 (沖縄県糸満市)
工場 埼玉 (埼玉県北葛飾郡)、埼玉リサイクルセンター (埼玉県春日部市)、尼崎 (兵庫県尼崎市)、尼崎リサイクルセンター (兵庫県尼崎市)、神戸 (神戸市)、愛媛 (愛媛県西条市)、北九州 (北九州市)、北九州ひびき (北九州市)、福岡 (福岡県古賀市)

(注) アサヒプリテック株式会社は平成26年10月1日付で完全子会社である株式会社ウスタ製作所を吸収合併し、長野事業所といたしました。

ロ. ジャパンウェイスト株式会社

本店 神戸市中央区加納町四丁目4番17号

本社 神戸本社 神戸市中央区加納町四丁目4番17号

東京本社 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

事業所 横浜（横浜市）

工場 扇町センター（川崎市）、愛川センター（神奈川県愛甲郡）

ハ. アサヒアメリカホールディングス株式会社

本店 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

本社 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

③その他子会社

国内 日本ケミテック株式会社（埼玉県川口市）、JWロジスティクス株式会社（横浜市）、株式会社太陽化学（鹿児島市）、株式会社イヨテック（兵庫県明石市）、富士炉材株式会社（東京都大田区）、JWガラスリサイクル株式会社（東京都江東区）、エコマックス株式会社（神奈川県高座郡）、株式会社共同化学（北海道苫小牧市）、株式会社インターセントラル（岩手県滝沢市）、紘永工業株式会社（横浜市）、株式会社フジ医療器（大阪市）等

海外 ASAHI G&S SDN.BHD.（マレーシア）、上海朝日浦力環境科技有限公司（中国）、韓国アサヒプリテック株式会社（ソウル特別市）、朝日浦力科技股份有限公司（台湾）、朝世科技股份有限公司（台湾）、Asahi Refining Holdings UK Limited（イギリス）、Asahi Refining USA Inc.（アメリカ）、Asahi Refining Canada Ltd.（カナダ）

(7) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,080 (970) 名	720名増 (727名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、720名増加しましたのは、平成26年7月1日付で当社子会社であるジャパンウェイト株式会社が株式会社フジ医療器を子会社化し、平成27年3月5日付で当社子会社であるアサヒアメリカホールディングス株式会社がAsahi Refining Holdings UK Limitedおよびその子会社2社 (Asahi Refining USA Inc.、Asahi Refining Canada Ltd.) を子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41 (－) 名	1 (－) 名増	38才3ヶ月	3年1ヶ月

- (注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 三菱東京UFJ銀行	23,271百万円
株式会社 三井住友銀行	5,249百万円
株式会社 りそな銀行	3,050百万円
株式会社 みなと銀行	1,100百万円
株式会社 みずほ銀行	100百万円
株式会社 中国銀行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 129,000,000株
②発行済株式の総数 36,254,344株
③株主数 9,321名
④大株主 (上位10位)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1,739	5.31
(株)テラエンタープライズ	1,350	4.12
寺山 満春	882	2.70
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	865	2.64
寺山 正道	802	2.45
(株) K&M	700	2.14
アサヒ従業員持株会	681	2.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	535	1.63
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	527	1.61
(株)三菱東京UFJ銀行	450	1.37

- (注) 1. 当社は自己株式を3,519,057株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成27年3月31日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成22年6月16日	平成22年6月16日
新株予約権の数		800個	1,220個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 122,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり193,500円 (1株当たり1,935円)	新株予約権1個当たり193,500円 (1株当たり1,935円)
権利行使期間		平成24年7月10日から 平成27年7月9日まで	平成24年7月10日から 平成27年7月9日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1人	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1人
	監査役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1人

(注) 新株予約権の割当てを受けた対象者は、権利行使時において当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職した場合など、当社取締役会が特別に認めた場合はこの限りでない。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	寺山満春	アサヒプリテック株式会社 取締役会長
取締役	武内義勝	ジャパンウエイスト株式会社 代表取締役社長
取締役	東浦知哉	アサヒプリテック株式会社 代表取締役社長
取締役	平野眞幸	ジャパンウエイスト株式会社 取締役
取締役	重政啓太郎	情報システム部長 兼 人事部長 アサヒアメリカホールディングス株式会社 代表取締役社長
取締役	川畑一夫	アサヒプリテック株式会社 取締役 アサヒアメリカホールディングス株式会社 取締役
取締役	森井章二	
常勤監査役	田辺幸夫	
監査役	徳嶺和彦	弁護士
監査役	小島順三	

- (注) 1. 取締役森井章二氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役徳嶺和彦氏および監査役小島順三氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役田辺幸夫氏は、長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役森井章二氏、監査役徳嶺和彦氏および監査役小島順三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

③取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	118百万円 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	28百万円 (10)
合 計 (うち社外役員)	11名 (3)	146百万円 (16)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月16日開催の第1期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月16日開催の第1期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況
取 締 役	森 井 章 二	当事業年度に開催されたすべての取締役会に出席いたしました。金融・財務を含めた経営に関する専門的な知識・経験等を有しており、議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	徳 嶺 和 彦	当事業年度に開催されたすべての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催されたすべての監査役会に出席いたしました。弁護士としての法律に関する高い専門的見地から議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	小 島 順 三	当事業年度に開催されたすべての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催されたすべての監査役会に出席いたしました。長年にわたって培ってきた豊富なビジネス経験から議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
イ. 当社が支払うべき報酬等の額	30,300千円
ロ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記イ. の金額は、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「海外所得税法用証明書発行業務」および「国際財務報告基準(IFRS)に関するアドバイザリー業務」についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令および定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスに関する規定およびマニュアルを常に整備・改善作成するとともに、法令および定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報窓口の存在の周知徹底を継続的に行う。
- ロ. 万一、コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合は、その内容・対処案が、速やかに取締役および監査役に報告される体制を維持する。

②取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報および文書（職務執行情報）の取扱いは、社内規定およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規定等の見直し等を行う。

③損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 当社は、当社グループの事業遂行プロセス、業務構造等に潜在するリスクを適切にコントロールするため、事業活動上のリスクの把握・評価および対策を実施する体制を設置し、コンプライアンスを確立しつつリスクの顕在化を未然に防止するための体制を整備する。
- ロ. コンプライアンスやリスクマネジメントへの取り組みを補完し、損失の危険の抑止に遺漏を生じせしめないために内部監査を実施し、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、直ちに取締役会および関係部門に報告する。

④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営計画を策定し、取締役会がその内容の審議・決定を行う。また経営計画が予定通り進捗しているかどうかについて、子会社および各業務執行ラインから定期的に報告がなされる。
- ロ. 業務執行の監督については、取締役会規則に定められている事項、およびその付議基準に該当する事項について取締役会が審議・決定する。なお、特に重要なものについては、事前にグループ経営戦略会議において審議し、意思決定に係る審議の充実を図る。

⑤当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社および関連会社における経営情報を把握するため、四半期毎に適切に業務報告がされ、これにより子会社等に損失の危険が発生したこと、あるいは発生し得ることを発見した場合は、当社取締役会に対し、その損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に及ぼす影響等について直ちに報告する。
- ロ. 子会社および関連会社における業務執行の安全衛生を把握するための査察を定期的に行い、安全衛生面での損失の危険の発生を未然に防止するための指導を継続的に行う。
- ハ. 当社と子会社等との間における不適切な取引または不適切な会計処理を防止するため、子会社等の監査部門またはこれに相当する部署との間で十分な情報交換を行う。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- イ. 必要に応じて監査役の職務を補助すべき補助使用人を置く。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の評価にあたっては監査役の意見を聴取する。

⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制ならびに監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。
 - ロ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 当社の子会社等の監査役および内部監査の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・ 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録回付の義務付け
 - ハ. 取締役会および使用人は、前項までに定めるもの以外でも、法令、定款に違反し、または違反するおそれがあると認識した場合は、速やかに監査役会に報告する。
- 二. 取締役会および使用人は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分尊重しなければならない。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主総会の決議によらず、取締役会決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。また、安定した収益力の維持とさらなる成長によって企業価値の向上を図り、安定的な配当等を通して株主のみなさまの期待に応えることを基本方針に、成長分野への投資や新規事業開発等に備えるため、内部留保の充実を図ることも重要であると考えております。

この方針のもと、剰余金の配当等につきましては、各事業年度の連結および個別業績、財務体質のさらなる強化、今後の当社グループにおける経営戦略等を総合的に勘案したうえで、株主のみなさまに対する利益の還元を実施してまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	48,556,537	流動負債	45,603,338
現金及び預金	11,046,611	支払手形及び買掛金	6,161,691
受取手形及び売掛金	15,146,387	短期借入金	26,171,659
商品及び製品	4,855,470	1年内返済予定の長期借入金	270,000
仕掛品	9,141,400	未払金	3,473,216
原材料及び貯蔵品	1,633,326	未払法人税等	2,111,596
繰延税金資産	854,166	賞与引当金	747,911
その他	5,919,420	役員賞与引当金	36,600
貸倒引当金	△40,246	修繕引当金	106,680
固定資産	56,321,376	製品保証引当金	85,731
有形固定資産	32,334,096	売上割戻引当金	371,981
建物及び構築物	12,298,087	返品調整引当金	13,200
機械装置及び運搬具	5,013,916	繰延税金負債	776,754
土地	14,568,241	その他	5,276,316
建設仮勘定	38,220	固定負債	8,316,547
その他	415,630	長期借入金	6,550,000
無形固定資産	22,643,627	繰延税金負債	1,567,562
のれん	21,737,557	退職給付に係る負債	126,555
その他	906,069	その他	72,430
投資その他の資産	1,343,653	負債合計	53,919,886
投資有価証券	168,994	純資産の部	
繰延税金資産	368,867	株主資本	49,819,392
退職給付に係る資産	154,207	資本金	4,480,817
その他	676,113	資本剰余金	6,038,759
貸倒引当金	△24,528	利益剰余金	44,459,425
資産合計	104,877,914	自己株式	△5,159,609
		その他の包括利益累計額	685,274
		その他有価証券評価差額金	33,107
		繰延ヘッジ損益	313,451
		為替換算調整勘定	338,715
		新株予約権	77,908
		少数株主持分	375,452
		純資産合計	50,958,027
		負債純資産合計	104,877,914

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		111,417,067
売上原価		88,340,760
売上総利益		23,076,307
販売費及び一般管理費		12,595,945
営業利益		10,480,362
営業外収益		
受取利息及び配当金	39,911	
為替差益	37,805	
補助金収入	36,468	
その他	68,999	183,185
営業外費用		
支払利息	54,004	
その他	48,022	102,026
経常利益		10,561,520
特別利益		
固定資産売却益	9,360	
投資有価証券売却益	10,120	19,480
特別損失		
固定資産除売却損	69,301	
減損損失	57,405	
付加価値税加算税	736,816	863,523
税金等調整前当期純利益		9,717,477
法人税、住民税及び事業税	3,916,099	
法人税等調整額	△40,697	3,875,401
少数株主損益調整前当期純利益		5,842,076
少数株主利益		67,130
当期純利益		5,774,946

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日 期首残高	4,480,817	6,108,187	40,715,629	△5,384,309	45,920,324
会計方針の変更による累積的影響額		△69,428	△67,008	4,597	△131,839
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,480,817	6,038,759	40,648,620	△5,379,712	45,788,485
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,964,141		△1,964,141
当期純利益			5,774,946		5,774,946
自己株式の取得				△897	△897
自己株式の処分				221,000	221,000
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,810,804	220,102	4,030,907
平成27年3月31日 期末残高	4,480,817	6,038,759	44,459,425	△5,159,609	49,819,392

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
平成26年4月1日 期首残高	15,205	△121,332	665,549	559,421	77,908	66,103	46,623,757
会計方針の変更による累積的影響額							△131,839
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,205	△121,332	665,549	559,421	77,908	66,103	46,491,918
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,964,141
当期純利益							5,774,946
自己株式の取得							△897
自己株式の処分							221,000
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	17,902	434,784	△326,833	125,852	-	309,349	435,201
連結会計年度中の変動額合計	17,902	434,784	△326,833	125,852	-	309,349	4,466,109
平成27年3月31日 期末残高	33,107	313,451	338,715	685,274	77,908	375,452	50,958,027

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	24社
<p>主要な連結子会社の名称</p>	<p>アサヒプリテック株式会社 ジャパンウェイト株式会社 日本ケミテック株式会社 JWロジスティクス株式会社 株式会社太陽化学 株式会社イヨテック 富士炉材株式会社 JWガラスリサイクル株式会社 エコマックス株式会社 株式会社共同化学 株式会社インターセントラル 紘永工業株式会社 株式会社フジ医療器 ASAHI G&S SDN.BHD. 上海朝日浦力環境科技有限公司 韓国アサヒプリテック株式会社 朝日浦力科技股份有限公司 朝世科技股份有限公司 アサヒアメリカホールディングス株式会社 Asahi Refining Holdings UK Limited Asahi Refining USA Inc. Asahi Refining Canada Ltd. その他2社</p>
<p>株式会社フジ医療器については、平成26年7月1日付で新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。 アサヒアメリカホールディングス株式会社については、平成26年12月5日付で新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 Asahi Refining Holdings UK Limited及びその子会社2社 (Asahi Refining USA Inc.、Asahi Refining Canada Ltd.) については、平成27年3月5日付でAsahi Refining Holdings UK Limitedの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。 また、株式会社ウスタ製作所については、平成26年10月1日付でアサヒプリテック株式会社と合併したため、連結の範囲から除外しております。</p>	
非連結子会社	該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社	該当事項はありません。
江門朝日励福資源综合利用有限公司は、当連結会計年度において株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。	

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちASAHI G&S SDN.BHD.、上海朝日浦力環境科技有限公司、韓国アサヒプリテック株式会社、朝日浦力科技股份有限公司及び朝世科技股份有限公司の決算日は、12月31日であります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

：移動平均法による原価法

② デリバティブ

：時価法

③ たな卸資産

製品・仕掛品・原材料

：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
（一部の製品については個別法による原価法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

：当社及び国内連結子会社は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を、また、在外連結子会社は主として所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

：当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 : 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 : 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 修繕引当金 : 製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度までに負担すべき金額を計上しております。
- ⑤ 製品保証引当金 : 一部の連結子会社は、製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき必要額を計上しております。
- ⑥ 売上割戻引当金 : 一部の連結子会社は、将来の売上割戻に備えるため、売上割戻金見込額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額を計上しております。
- ⑦ 返品調整引当金 : 一部の連結子会社は、販売した製品に係る返品に備えるため、当連結会計年度末における返品損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の処理
 - ヘッジ会計の方法 : 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 : デリバティブ取引（先渡し取引）、先物為替予約
 - ヘッジ対象 : 貴金属製品、外貨建金銭債権債務
 - ヘッジ方針 : 貴金属相場変動リスク等の低減並びに収支の改善のため、内規に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスク等を一定の範囲内でヘッジしております。
 - ヘッジ有効性評価の方法 : ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして評価しております。なお、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。
- ② 消費税等の会計処理 : 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
 - : 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、当該在外子会社の決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間
 - : 個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。

⑤ 退職給付に係る負債の計上基準

- 退職給付見込額の 〃 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 期間帰属方法 〃
- 数理計算上の差異及び過去：過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
- 数理計算上の差異及び過去 〃
- 勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。
- 勤務費用の費用処理方法 〃
- 小規模企業等における 〃 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る簡便法の採用 〃 期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) たな卸資産の評価方法の変更

当社グループにおけるたな卸資産の評価方法は、従来、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、当連結会計年度より、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更は、金属相場の変動に対応し、たな卸資産の品目別・工程別管理を適時かつ精緻に行うとともに、より正確なたな卸資産の評価及び期間損益計算を行うことを目的として、新たな基幹システムを導入したことに伴うものであります。

過去の連結会計年度について移動平均法による単価計算を行うために必要な在庫受払記録を保持していないため、この会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することは実務上不可能であります。そのため、前連結会計年度末におけるたな卸資産の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高として、期首から将来にわたり移動平均法を適用しております。

なお、これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ122,899千円、当期純利益は79,098千円減少しております。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当連結会計年度より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の遡及適用後の期首残高は、資本剰余金が69,428千円、利益剰余金が67,008千円、自己株式が4,597千円、それぞれ減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	79,087千円
土地	158,932千円
計	238,019千円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	50,000千円
計	50,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 30,080,330千円

3. 受取手形裏書譲渡高 74,009千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 の株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	36,254	—	—	36,254
合計	36,254	—	—	36,254
自己株式				
普通株式	3,672	0	153	3,519
合計	3,672	0	153	3,519

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加のうち0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少のうち153千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却等によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月12日 取締役会	普通株式	982,073千円	30円00銭	平成26年3月31日	平成26年5月30日
平成26年10月29日 取締役会	普通株式	982,067千円	30円00銭	平成26年9月30日	平成26年11月26日

(注) 平成26年5月12日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金4,617千円が含まれております。また、平成26年10月29日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金3,387千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの(予定)

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月11日 取締役会	普通株式	982,058千円	利益剰余金	30円00銭	平成27年3月31日	平成27年5月29日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成22年新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	202,000株
新株予約権の残高	77,908千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金、設備投資資金及びM&A資金であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時 価 (* 1)	差 額
(1) 現金及び預金	11,046,611	11,046,611	－
(2) 受取手形及び売掛金	15,146,387	15,146,387	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	153,159	153,159	－
(4) 支払手形及び買掛金	(6,161,691)	(6,161,691)	－
(5) 短期借入金	(26,171,659)	(26,171,659)	－
(6) 未払金	(3,473,216)	(3,473,216)	－
(7) 未払法人税等	(2,111,596)	(2,111,596)	－
(8) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	(6,820,000)	(6,820,093)	93
(9) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの (* 2)	468,536	468,536	－

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は取引金融機関から呈示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、並びに (7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む) の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	先渡契約売建	貴金属製品	14,636,970	—	14,168,433	取引先から提示された価格によっている

(注) 2. 非上場株式 (連結貸借対照表計上額15,834千円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,542円82銭
1株当たり当期純利益	176円89銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	16,206,882
現金及び預金	1,327,039
繰延税金資産	11,914
関係会社短期貸付金	13,753,704
未収還付法人税等	1,114,185
その他	37
固定資産	34,128,444
有形固定資産	6,576,589
建物	3,161,886
工具器具備品	151
土地	3,414,552
無形固定資産	7,367
ソフトウェア	7,367
投資その他の資産	27,544,487
関係会社株式	27,519,040
繰延税金資産	25,446
資産合計	50,335,327

科目	金額
負債の部	
流動負債	559,077
短期借入金	400,000
1年内返済予定の長期借入金	20,000
未払金	107,186
未払費用	4,159
役員賞与引当金	24,300
その他	3,431
固定負債	5,050,000
長期借入金	5,050,000
負債合計	5,609,077
純資産の部	
株主資本	44,648,341
資本金	4,480,817
資本剰余金	23,012,557
資本準備金	6,054,118
その他資本剰余金	16,958,438
利益剰余金	22,314,576
その他利益剰余金	22,314,576
繰越利益剰余金	22,314,576
自己株式	△5,159,609
新株予約権	77,908
純資産合計	44,726,249
負債純資産合計	50,335,327

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		6,690,223
営業費用		1,111,195
営業利益		5,579,028
営業外収益		
受取利息	79,146	
受取賃貸料	2,155	
デリバティブ売却益	61,464	
その他	5,814	148,581
営業外費用		
支払利息	21,400	
為替差損	177	
貸与資産減価償却費	2,216	
その他	758	24,554
経常利益		5,703,054
特別損失		
固定資産除却損	145	
減損損失	32,654	32,800
税引前当期純利益		5,670,254
法人税、住民税及び事業税	2,500	
法人税等調整額	△7,110	△4,610
当期純利益		5,674,865

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成26年4月1日 期首残高	4,480,817	6,054,118	17,027,866	18,670,861	△5,384,309	40,849,354
会計方針の変更による累積的影響額			△69,428	△67,008	4,597	△131,839
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,480,817	6,054,118	16,958,438	18,603,852	△5,379,712	40,717,515
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△1,964,141		△1,964,141
当期純利益				5,674,865		5,674,865
自己株式の取得					△897	△897
自己株式の処分					221,000	221,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,710,723	220,102	3,930,826
平成27年3月31日 期末残高	4,480,817	6,054,118	16,958,438	22,314,576	△5,159,609	44,648,341

	新株予約権	純資産合計
平成26年4月1日 期首残高	77,908	40,927,262
会計方針の変更による累積的影響額		△131,839
会計方針の変更を反映した当期首残高	77,908	40,795,423
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△1,964,141
当期純利益		5,674,865
自己株式の取得		△897
自己株式の処分		221,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-
事業年度中の変動額合計	-	3,930,826
平成27年3月31日 期末残高	77,908	44,726,249

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券
子会社株式 : 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法 (ただし、建物 (建物附属設備を除く) については定額法)
取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、3年均等償却
無形固定資産 : 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

役員賞与引当金 : 役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法 : 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第30号 平成27年3月26日) を当事業年度より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上しております。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用されております。

2. 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

上記の結果、株主資本等変動計算書の遡及適用後の期首残高は、その他資本剰余金が69,428千円、繰越利益剰余金が67,008千円、自己株式が4,597千円、それぞれ減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,327,394千円

2. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対して、保証を行っております。

アサヒアメリカホールディングス株式会社	22,900,000千円
Asahi Refining Canada Ltd.	1,181,585千円
韓国アサヒプリテック株式会社	521,659千円
計	24,603,245千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	13,753,704千円
短期金銭債務	62,518千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	6,690,223千円
その他の営業取引高	86,706千円
営業取引以外の取引による取引高	81,291千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)**自己株式の種類及び株式数に関する事項**

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式	3,672	0	153	3,519
合計	3,672	0	153	3,519

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加のうち0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少のうち153千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	25,446千円
事業税	2,193千円
役員賞与引当金	8,043千円
その他	1,678千円
繰延税金資産合計	37,361千円
繰延税金資産の純額	37,361千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	アサヒアメリカホールディングス(株)	所有 直接 100%	債務保証	債務保証	22,900,000	—	—
子会社	Asahi Refining Canada Ltd.	所有 間接 100%	債務保証	債務保証	1,181,585	—	—
子会社	韓国アサヒプリテック(株)	所有 間接 100%	債務保証	債務保証	521,659	—	—
子会社	アサヒプリテック(株)	所有 直接 100%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	100,000	関係会社短期貸付金	13,753,704
			資金の援助	貸付資金の回収	9,890,652		
				資金の貸付(注1)	13,753,704		
			経営指導	経営指導(注2)	732,499		
配当金の受取	配当金の受取	5,500,000	—	—			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を参考にして決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,363円92銭
1 株当たり当期純利益	173円83銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

アサヒホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 光雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アサヒホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アサヒホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

アサヒホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長 光雄 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 垂井 健 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アサヒホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、第6期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

アサヒホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 田辺 幸夫 ㊟

監査役 徳嶺 和彦 ㊟

監査役 小島 順三 ㊟

(注) 監査役徳嶺和彦及び同小島順三は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用するため、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。そのため監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 定款の定めにより業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことにともない、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、定款第31条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他上記の各変更にともない、条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

なお、本議案による定款一部変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条～第16条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <p><削除></p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 会計監査人 <p>第5条～第16条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに</u> <u>監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <条文省略></p> <p>③ <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第20条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 <条文省略></p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>② <現行どおり></p> <p>③ <現行どおり></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>第23条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>第24条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第23条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第25条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第27条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 <条文省略> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 <現行どおり> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>(監査役の員数)</u> 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>(監査役の選任方法)</u> 第28条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p align="center"><削除></p>
<p>② 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p align="center"><削除></p>
<p>② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第30条 監査役会は、その決議により常勤監査役を定める。</p>	<p align="center"><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集手続き)</u> 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p align="center"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第32条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="213 254 470 284">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="130 326 541 356">第35条～第36条 <条文省略></p> <p data-bbox="213 399 387 429">第7章 計算</p> <p data-bbox="130 471 541 501">第37条～第39条 <条文省略></p> <p data-bbox="371 541 480 571"><新設></p> <p data-bbox="371 613 480 644"><新設></p> <p data-bbox="371 792 480 822"><新設></p>	<p data-bbox="833 254 1090 284">第5章 会計監査人</p> <p data-bbox="749 326 1188 356">第32条～第33条 <現行どおり></p> <p data-bbox="833 399 1006 429">第6章 計算</p> <p data-bbox="749 471 1188 501">第34条～第36条 <現行どおり></p> <p data-bbox="749 541 810 571">附則</p> <p data-bbox="765 577 1248 607"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="749 613 1339 1038"> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="749 613 1339 789">1 <u>当社は、第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <li data-bbox="749 795 1339 1038">2 <u>第6期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項（監査役の責任免除）の定めるところによる。</u> </p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	寺山満春 (昭和15年3月10日生) 再任	昭和48年10月 アサヒプリテック(株)専務取締役 昭和56年5月 同社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役会長兼社長 平成23年4月 アサヒプリテック(株)取締役会長 (現在に至る) 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成26年6月 当社代表取締役会長兼社長 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 アサヒプリテック(株)取締役会長	882,345株
2	武内義勝 (昭和31年1月1日生) 再任	平成11年4月 アサヒプリテック(株)入社 平成13年6月 同社取締役総務部長 平成16年4月 同社取締役環境事業本部長兼 営業統括本部長 平成18年3月 同社取締役環境リサイクル事業本部長 平成20年5月 ジャパンウェイスト(株)代表取締役社長 (現在に至る) 平成21年4月 当社取締役 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 ジャパンウェイスト(株)代表取締役社長	5,050株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p>ひがし うら とも や 哉 東 浦 知 哉 (昭和36年1月26日生)</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">再任</p>	<p>平成13年2月 アサヒプリテック(株)入社 平成18年6月 同社取締役管理統括本部長 平成19年5月 (株)太陽化学代表取締役社長 平成21年4月 当社取締役企画管理本部長 平成22年6月 アサヒプリテック(株)取締役 貴金属リサイクル事業本部長 平成23年4月 当社取締役(現在に至る) 平成24年1月 アサヒプリテック(株)取締役 平成26年6月 同社代表取締役社長(現在に至る)</p> <p>【重要な兼職の状況】 アサヒプリテック(株)代表取締役社長</p>	1,500株
4	<p>しげ まさ けいたろう 重 政 啓太郎 (昭和40年2月15日生)</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">再任</p>	<p>平成23年6月 アサヒプリテック(株)入社 同社情報システム部長 当社グループ戦略情報統括部長 平成24年4月 当社情報システム部長 平成25年6月 当社取締役情報システム部長兼企画部長 平成26年7月 当社取締役情報システム部長兼人事部長 (現在に至る) 平成26年12月 アサヒアメリカホールディングス(株) 代表取締役社長(現在に至る)</p> <p>【重要な兼職の状況】 アサヒアメリカホールディングス(株)代表取締役社長</p>	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	川 畑 一 夫 <small>かわ ぼた かず お</small> (昭和32年4月20日生) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">再 任</div>	平成20年7月 アサヒプリテック(株)入社 平成20年10月 同社技術統括本部副本部長 平成24年4月 同社テクノセンター長 平成25年4月 同社取締役テクノセンター長 (現在に至る) 平成26年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成26年12月 アサヒアメリカホールディングス(株)取締役 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 アサヒプリテック(株)取締役 アサヒアメリカホールディングス(株)取締役	4,000株

(注)各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案に関してはあらかじめ監査役会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	森井章二 (昭和23年2月12日生) 新任	昭和47年4月 住友信託銀行(株)入行 平成13年6月 同行執行役員京都支店長 平成15年6月 神戸空港ターミナル(株)代表取締役社長 平成18年6月 海上アクセス(株)代表取締役社長 平成21年6月 アサヒプリテック(株)社外取締役 平成22年6月 当社社外取締役(現在に至る)	1,000株
2	田辺幸夫 (昭和33年12月27日生) 新任	平成16年9月 アサヒプリテック(株)入社 平成20年6月 同社取締役企画本部副本部長 平成21年4月 同社取締役管理本部長 平成21年4月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役企画管理本部長 平成23年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	1,000株
3	徳嶺和彦 (昭和33年1月11日生) 新任	平成5年4月 弁護士登録(現在に至る) 平成13年12月 アサヒプリテック(株)仮監査役 平成14年6月 同社監査役 平成21年4月 当社監査役(現在に至る) [重要な兼職の状況] 弁護士	6,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	<p style="text-align: center;">お お く ぼ ひ ろ 晴 大久保 裕 晴 (昭和27年11月3日生)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新 任 </div>	<p>昭和50年 4 月 日本銀行入行 平成 9 年11月 同行函館支店長 平成13年 4 月 同行神戸支店長 平成16年 4 月 神戸大学大学院経済学研究科教授 平成19年 4 月 (株)池田泉州銀行顧問 (現在に至る) (株)自然総研代表取締役社長 (現在に至る) 平成26年 4 月 大阪経済大学経済学部非常勤講師 (現在に至る)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 (株)池田泉州銀行顧問 (株)自然総研代表取締役社長</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森井章二氏、徳嶺和彦氏、大久保裕晴氏は社外取締役候補者であります。
3. 森井章二氏は、金融・財務を含めた経営に関する専門的な知識・経験等を有しており、有用な意見をいただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
4. 徳嶺和彦氏は、弁護士としての法律に関する高い専門的見地から議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有用な意見をいただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 大久保裕晴氏は、金融業界における豊富な知識・経験等を有しており、有用な意見をいただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、森井章二氏および徳嶺和彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、森井章二氏、田辺幸夫氏、徳嶺和彦氏、大久保裕晴氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、森井章二氏および徳嶺和彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、大久保裕晴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 取締役および監査等委員の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成22年6月16日開催の第1期定時株主総会において年額2億円以内と決議され今日にいたっておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）および監査等委員である取締役の報酬額設定のご承認をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額2億円以内とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務取締役の場合の使用人分の給与は含まないものといたします。

監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の職務と責任を考慮し、年額1億円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は7名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。また、第3号議案が承認可決されますと、新たに就任する監査等委員である取締役は4名となります。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の内容および当該報酬制度を導入する目的

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」により構成されていましたが、今般、新たに取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、第5号議案において同じ。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入のご承認をお願いしたいと存じます。なお、後述のとおり、本制度においては、当社および当社子会社（以下「対象会社」という。）の取締役に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。本制度の導入は、取締役を対象に、これまで以上に当社グループの業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

取締役の報酬額は、第4号議案「取締役および監査等委員の報酬額設定の件」をご承認いただきました場合、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となりますが、それとは別枠で、新たな株式報酬を、役位、中期経営計画（3ヶ年）の業績達成率に応じて、当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。なお、本制度の対象となる取締役の数は、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり可決されますと5名となります。

また、本議案が原案どおり可決されますと、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出した金銭を原資として信託が組成され、当該信託が取得した当社株式について、業績達成率・役位に応じて付与されるポイント数に相当する株式を各対象会社の取締役に交付する株式報酬制度です。なお、各対象会社の取締役に当社株式が交付される時期は、原則として平成30年8月となります。各対象会社の取締役に付与されるポイント数は、役位に応じて毎年付与されるポイント数を、平成27年3月に発表した当社の中期経営計画の達成率に応じて決定された係数で調整することにより算出されます。

(2) 当社が信託に拠出する金銭の上限（※）

当社は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」という。）について合計2億4300万円を上限とする金銭を、取締役への報酬として拠出し、当社子会社が取締役への報酬として拠出する金銭と併せて（当社子会社が拠出する金銭の総額は2億7000万円を上限とする。）、受益者要

件を満たす対象会社の取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

（※）信託に拠出する金銭は、本信託による株式取得資金および信託費用の合算金額となります。

(3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年3月末に、対象会社ごとに、役位に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。ただし、平成30年5月において、対象期間における当社の中期経営計画の達成率に応じて決定される係数を対象期間に付与された累積ポイント数に乗じることで、ポイント数を調整します。具体的には下記の「計算方法」欄記載のとおりとなります。1ポイントは当社株式1株とします（※）。各取締役に、平成30年8月に、上記の調整後の累積ポイント数に応じた株式が交付されます。

当社の取締役が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、27,000ポイントとします。また、本信託が当社の取締役に交付するために取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年当たりのポイント数の総数（27,000ポイント）に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（81,000株）を上限とします。

（※）信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

(計算方法)

下記①により決定される基準ポイント数×下記②に定める業績連動係数

① 各取締役の基準ポイント数

各評価対象事業年度において、取締役の基準ポイント数は以下のとおりです。

表1 役位別基準ポイント数

役位	基準ポイント数
代表取締役	3,200ポイント
取締役	1,600ポイント

※各役位の名称の変更等があった場合には、同等の役位における役位別基準ポイント数を適用します。

② 業績連動係数

業績連動係数は、平成27年3月に発表した中期経営計画（3ヶ年）の達成率に応じて、以下のとおりとします。

表2 業績連動係数

業績達成率	業績連動係数
100%以上	1.0
70%以上	0.5
70%未満	0.0

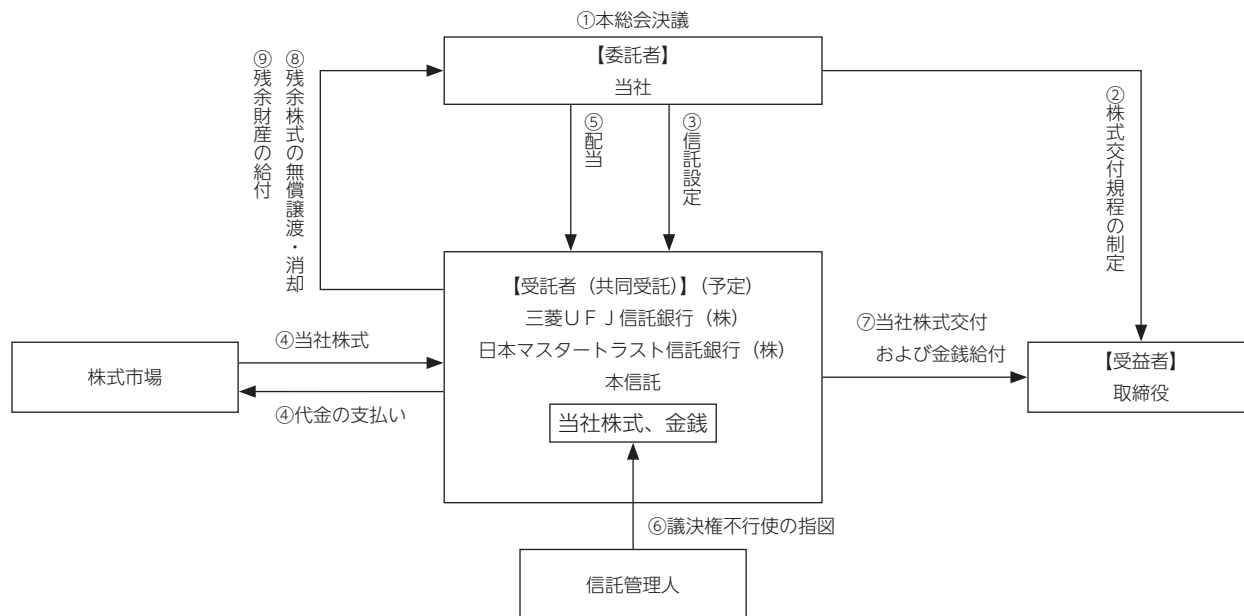
※業績達成率（%）＝平成30年3月末日で終了する事業年度における連結営業利益の達成率を業績達成率とする。

(4) 本信託の当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、信託に拠出する金銭の上限および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の当社株式が信託期間中に当社の取締役の累積ポイント数に対応した株数に不足する可能性が生じた場合には、信託に拠出する金銭の上限および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(ご参考：当社平成27年5月11日付プレスリリースの抜粋)
【当初設定する信託のスキーム】



- ① 各対象会社は、対象会社ごとに、本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ることといたします。
- ② 各対象会社は、対象会社ごとに、取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。
- ③ 各対象会社は、それぞれ①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、当社は、各対象子会社から拠出を受けた金銭に、①における当社の本株主総会の承認決議の範囲内で、当社の対象取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を満たす対象取締役を受益者とする信託（本信託）を設定いたします。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内といたします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位に応じて、対象取締役にポイント数が付与されます。対象取締役に付与されたポイント数は、当社の中期経営計画の達成率に応じて、決定された係数により調整されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、当該対象取締役に付与された上記の調整後のポイント数に相当する当社株式が本信託より平成30年8月に交付されます。

- ⑧ 信託期間における当社の中期経営計画の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。ただし、3年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認されることを条件に、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間および信託期間を延長し、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用することがあります。
- ⑨ 受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成28年2月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成28年2月（予定）～平成30年8月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成28年2月（予定）
（平成28年3月末日からポイント数の付与を開始） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 5億1300万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む） |
| ⑬ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑭ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

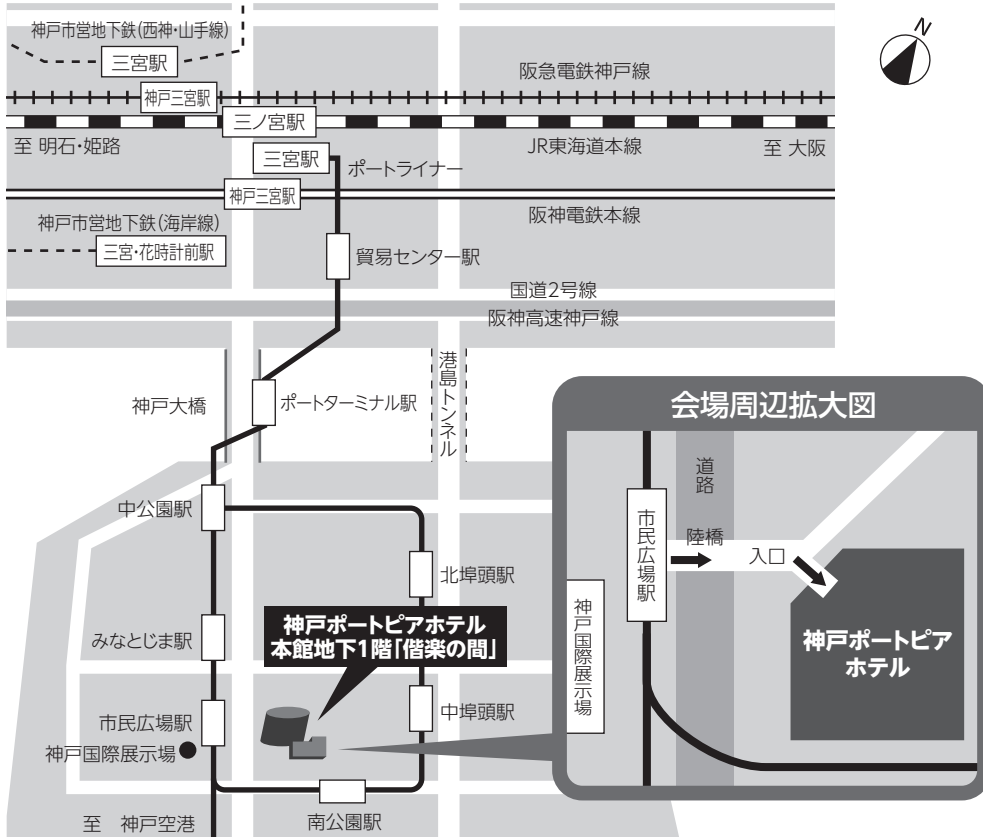
【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------------------|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定となっております。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定となっております。 |

以上

× ㄟ

株主総会会場ご案内略図



会場 **神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」**

神戸市中央区港島中町6丁目10番地1 電話 (078) 302-1111

交通 ●神戸新交通 ポートアイランド線 (ポートライナー)

「三宮駅」から「市民広場駅」まで約10分

「市民広場駅」から徒歩約5分

※シャトルバスのご案内

JR三ノ宮駅南側「ミント神戸1階(三宮バスターミナル)」から神戸ポートピアホテル行きシャトルバスが運行されています。詳しくは神戸ポートピアホテルホームページ、または電話(078-302-1111)にてご確認ください。

本年から株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。